

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【総務部】 施政方針

女性登用の具体的な比率は？役場内における対応は？

- 松村委員 15番、松村でございます。座ったままで委員長よろしかったですね。はい。施政方針の総務部、7ページの下段のほうから8ページにかけて、男女共同参画社会の形成について町長は述べられております。若者や女性が住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを目指す上で重要な施策でありますと述べられておまして、アンコンシャス・バイアスへの気づき、男女双方の意識改革への取組をはじめ、各種審議会、委員会等において女性の積極的な登用を推進してまいりますと述べられています。町職員の管理職の比率も含めて、数字的に現状とそれをどのように変えていこうとお考えになっていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいところでございます。
- 政策推進課主幹 はい。政策推進課の谷口です。ただいまの松村委員の質問について、審議会、委員会等についての関係につきましてお答えいたします。現在、審議会委員会の女性登用率についてなんですけれども、令和6年4月1日現在の当町における審議会委員会等の総数は条例に基づいたものになりますが、32審議会委員会、うち女性委員を含む審議会委員会は23あります。総委員数は324名、うち女性委員数は52名となっております、率にしますと16.0%ということで、余り高い率ではないと感じております。登用率を上げる取組としましては、令和6年の4月に女性活躍の推進に向けた各種審議会等委員の女性の登用促進についてという通知を出しまして、全庁的に女性委員の積極的な登用に努めるよう周知をしているところです。令和7年度に向けましても、令和6年度同様にこのような通知を出して、積極的に女性委員の登用に努めるよう周知したいと考えているところです。以上です。
- 総務課長 総務課長の吉田です。職員の管理職の状況について御報告いたします。令和6年4月1日時点の女性職員の割合でございますけれども、農高教員、それから病院医療職を除く正職員の女性職員の割合といたしましては36.3%となっております。このうち管理職の女性の割合は10.9%となっております。職員の採用と配置につきましては、性別に関係なく、職員の能力適性、それから経験をもとに判断しているところでございまして、管理職におきましても同様に能力の適正な評価によるところが基本と考えているところでございます。以上でございます。
- 松村委員 おおむね理解をいたしましたけれども、特に役場の管理職の比率については、まず隼より始めよではありませんけれども、ここがどれだけの割合で女性が管理職としてその能力を発揮する職場であるかということ札幌に向けて発信する。そのためにも喫緊の課題として積極的に取り組んでもらいたいし、今この議論を庁舎内でも流されていると思えますけれども、女性たちに自分たちは中標津町の行政を担う主体として頑張っていかなければならない、中標津町の女性たちの地位と定着を図るためにも自分たちは頑張らねばならない、そのように思っていたいただきたいものだと思います。もしよろしかったら、一言、御答弁をいただければ。
- 町長 御答弁申し上げます。女性の活躍という部分に関しましては、最近の新聞等にもやっと思えるようになってまいりましたけれども、少子高齢化の問題にも十分関係しているんだということはお出しております。登用の問題、それから給与の問題、そして先ほど言いましたアンコンシャス・バイアスのことでもありますとか、女性と男性がまだまだこう格差があるというようなこ

とでありまして、これをどんどんどん少なくすることがですね、将来に向けての非常に重要な部分だというふうには感じておりますので、議員おっしゃるようなスタイルはもう当然なことだというふうに思っておりますので、今後とも力を入れて推進したいというふうに考えております。以上です。

【総務部】 一般会計予算歳出

職員人材確保・育成事業

- 江口委員 11番、江口智子でございます。主要施策番号5番、それから補足説明資料では1ページ、職員人材確保育成事業について質問をいたします。概要を見ますと、原則として大学3年生が1週間の受入れという想定ということになっておりますが、まず大学生が1週間のまとまった休みを取れるのは夏休みとか長期休暇なのかなと、ここを想定しているとしましたら、中標津町においては観光ピークシーズンと重なることから、宿の手配というのは可能かどうか、このあたりどのように考えられているか教えていただきたいと思っております。
- 職員係長 職員係長の上田です。ただいまの江口委員の質問にお答えいたします。本インターンシップの実施時期につきましては、夏休み等の長期休みに限定するものではなく、受入れを希望する学生との調整により、その時期は可能な限り柔軟に対応することを予定しております。この点におきまして、宿泊先の手配が観光需要のために困難となる時期がある場合につきましては、その点も含めまして、学生との調整整理を行う考えでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。
- 江口委員 はい。ということは夏休みに限らないと。それで、もしもこの時期に1週間行きたいとなった場合に宿がとれないとなったときには、そこは町が積極的に関わって、そういったことも協力をするという認識でよろしいですか。
- 職員係長 はい。ただいまの再質問にお答えいたします。委員のおっしゃるとおり、調整が必要な場合につきましては町のほうで可能な限り対応したいというふうに考えてございます。

職員人材確保・育成事業

- 平山委員長 続いて私のほうから、同じく主要施策5番、補足説明資料1ページですね、地域おこし協力隊インターンシップ、今回普通のインターンシップ制度を提供するということですが、今年度は地域おこし協力隊も多数採用される予定であるということですが、インターンシップ制度の併用というのは考えていないのでしょうか。
- 職員係長 ただいまの平山委員長の質問にお答えいたします。本事業におけるインターンシップ補助金は、インターンシップの受入れを通じて、町政運営への理解促進などを図り、最終的には公務を担う人材、すなわち本町の正職員としての採用につなげることを目的としてございます。一方で地域おこし協力隊は、おおむね1年以上3年以下の期間につきまして、地方自治体の委嘱を受け各種地域協力活動に従事するものとされておりまして、正職員としての任用は想定されておりません。したがって本事業に関しましては、目標とする採用形態の違いから地域おこし協力隊インターン制度を併用することは想定しておりませんので、御理解願います。以上です。
- 平山委員長 再質問させていただきます。地域おこし協力隊のインターンシップ制度は2週間からですね、3か月と短い期間でできる制度なんですけど、以前道内視察の時に中札内村

ではですね、大学生が主に利用して実際に就職まで至ったというケースがあるという話を聞いてきたんですが、主に一般の定着というよりも大学生に知ってもらう機会と考えるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○職員係長 ただいまの再質問にお答えいたします。地域おこし協力隊インターン制度に2週間以上3ヶ月以下というところの制度を活用いただいた結果として、町の職員に採用になる、あるいはそのまま地域おこし協力隊として採用されるという形はあろうかと思えますけれども、今回の私ども行うインターンシップの補助金としては、あくまで正職員を採用するという前提における補助金でございますので、立てつけ上ですね、おこし協力隊を迎え入れるインターンシップ事業を使って正職員の採用につなげるということは想定は出来ないというふうに考えております。

情報通信基盤運用管理事業

○武田委員 1番、武田です。3番の問題に質問させていただきます。主要施策ナンバー9番の情報通信基盤運用管理事業について質問させていただきます。令和6年度予算、6529万8000円から令和7年度予算として8004万7000円で大幅に増額した要因について教えてください。

○情報システム係長 情報システム係長の大石でございます。ただいまの質問にお答えいたします。大幅な予算増額の一番の要因でございますが、住民基本台帳の管理ですとか税の計算ですとか、そういったことを行うシステムの運用費が大幅に増額となっているものでございます。こちらの原因につきましては、令和3年に成立しましたいわゆる標準化法と呼ばれる法律がございまして、こちらにつきましては全国の全地方公共団体が対象になる20の業務、戸籍ですとか税ですとか、介護いろいろございますけれども、このシステムについて国の定める標準仕様といった、そういった仕様に対応したシステムへ移行することが、令和7年度までに行うこととして義務づけられているところでございます。本町では来年令和7年度に移行する予定でございますが、このシステムの運用費が国の求める要件がかなりハードルの高いものとなってございます。この要件を満たすことによりシステムの利用料ですとかクラウドの利用料が大幅な増額となって、年間で1100万円ほどの増額となっているところでございます。これが主な要因となってございます。またその他Windows10のライセンスが令和7年度にサポート終了するということがございますので、そのライセンス更新費用等も含めまして、全体として1500万円弱の増額となっているところでございます。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。今の要因でいくと国の方針に合わせたところでの対応ということになりますが、全て一般財源から支出されていますが、何か国や道の補助金というのは活用出来ないのでしょうか。

○情報システム係長 ただいまの質問にお答えいたします。この運用費用について大幅な増額になるのは、全自治体ほぼ共通の課題となっております。昨年来からですね、全国知事会ですとか市長会から、この財源について国で措置するよう緊急要請等を行っているところでございます。今年の1月にですね、総務省から普通交付税において措置するというふうな話が出たばかりでございますが、今のところ詳細不明となっておりますが、現在のところはそのような情報が出ているというふうな状況でございます。以上でございます。

行政デジタル化推進事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。ナンバー4、主要施策ナンバー11、行政デジタル化推進事業について質問させていただきます。個人情報流出等のセキュリティー対策は、また、被害に対する補償をする機関はどちらになりますでしょうか。
- 情報システム係長 ただいまの質問にお答えいたします。個人情報が出た際ですね、責任につきましては、どこに責任主体があるかということによるんですけれども、仮に町に責任があったというふうな場合には町の責任となりますし、委託している業者さんですか、システムを管理してる事業者さんの原因に基づくものでしたらそちらの責任となつてございます。また補償内容につきましては、個別の案件により様々あるところがございますので、この場ではちょっと申し上げられないことがございますけれども、一般的に実際個人情報流出したものが悪用されて、その方に被害があったものに関しましては、その分の費用を補償するといったことが、過去例として実際にあったものでございます。以上でございます。

行政デジタル化推進事業

- 長渕委員 はい。ナンバー5番、11番の主要施策で行政デジタル化推進事業について質問します。AIアシスタントbot運用についてだとか、多言語AIチャットサービスの取組はということですが、職員の町民サービスへの対応で生活スタイルや働き方の多様化、利便性の向上のため、土日祝日、夜間でも行政や病院への問合せなどについて24時間対応は出来ませんが、AIアシスタントbotでの運用をお考えでしょうかということと、また、外国人労働者や留学生が増加する中、多言語チャットサービスでの対応により、中標津町で生活する上での様々な知りたい情報が取得できるような取組をするのでしょうかということでもあります。
- 情報システム係長 ただいまの質問にお答えいたします。まず、今回主要施策に挙げさせていただいておりますAIアシスタントbotにつきましては、まず職員で使用しているシステムでございます。こちらについてはAIが様々なテキストを自動的に生成してくれるというふうなことで、業務効率化に資するものとして利用しているものでございます。続きまして町民向けのチャットbotのサービスを使うかということにつきましては、こちらについては、現在具体的な導入計画があるですとか、検討中といった状況にはございませんが、委員おっしゃるとおり職員負担の軽減ですとか、住民サービスの向上につながる可能性がある施策であるというふうな認識はしてございます。現在、様々な北海道内ですとか自治体において導入が進んでいるところですが、実際私自身も使ったことございますが、まだまだ発展途上であるというふうなことを認識してございます。例えば子育て支援策を教えてほしいというふうな回答に対しては、ハローワークが紹介されるとかですね、まだまだ住民の求める回答はされるというふうなサービスにはなっていないというふうな認識でございますが、こちら導入するといった場合にはですね、現在外国人労働者増えている状況でございますので、中標津町で生活する外国人の方に対しても対応できるようなサービスとして検討してまいりたいというふうにご考えてございます。以上でございます。

情報発信推進事業

- 江口委員 はい。11番、江口智子でございます。主要施策番号17番、情報発信推進事業に

ついて質問をしますが、まず冒頭、町長の施政方針の中では、4ページ情報共有について、SNSなどの多様なツールの活用により町民に興味を持ってもらえる効果的な発信手法を検討してまいりますとあります。これを踏まえて、SNSプッシュ型配信、町の公式LINEについて質問なんです、長らく開設当初から、余りこうLINEの画面、ホーム画面のメニューが見直されていないように見受けられます。例えば現在でもコロナワクチン接種情報などが残されており、ほとんど需要がないのではないかとこのように思われるものが残っている一方で、昨年、町でダイヤルインが導入されましたが、ここの課にかけたい、このことでかけたいといったときに、素早くその電話番号を探すツールがありません。LINEに例えば子育てって入れたらそのダイヤルインが出てくるとか、そんなようなもうちょっと利便性に期するような見直しというのは考えられていないのでしょうか。

○総務課長 総務課長の吉田です。江口委員の御質問にお答えいたします。まず公式LINEのトップメニューのボタンの内の一つであります新型コロナワクチンに関わるボタンですけれども、委員御指摘のとおり、既にこのボタンについては役割を終えているなというところで、現在もちょっと、改修作業が滞っている現状がございまして、改修には至っておりませんが、実はこのボタンをですね、今、入替えの検討しております、防災情報に係るボタンに変更していきたいということで検討していたところでございます。具体的にそのボタンを押した結果、どういった画面の展開をさせていくかっていうところの検討を今行っているところございまして、その辺り準備が出来次第、できるだけ早く改修していきたいというふうに考えております。また、御質問のありましたダイヤルインに伴っての電話番号の検索機能というところですが、今、ダイヤルインに関わる周知活動というのは広報紙ですとか、いろいろとその団体に対してのお知らせですとか、あとはホームページのトップのバーナーのところですね、掲載したりとかということで周知を図っておりますけれども、令和7年度についても新たな取組としてもう少し具体的に町民周知ということは検討しておりますが、委員の御指摘のとおり、LINEでの検索っていうのも一つ方法としてはあるかなというふうに今感じたところですので、仕組みがどういう形で構成できるのかというのはちょっとこれから検討しなければならないところでありますけれども、調査してみたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。以上です。

○江口委員 はい。今、ごみを入れると品名を入れると、燃えるごみですとか燃やせないごみですということができるので、何かそれと同じような仕組みが使えるのかなというふうには思っていたんですが、例えばですね、もうちょっとこの町民とのインタラクティブなというか双方向性で、例えばこの機会に低額な有償版に移行して、それで住民からの意見を集められるような、またそういった機能をつけるようなことというのは考えていないのでしょうか。

○総務課長 再質問にお答えいたします。現在、双方向の形でできる仕組みを導入というのは、現時点のところではまだ検討していないというところです。こちらからのプッシュ型の情報発信にとどまっている状況ですけれども、今年の1月の下旬からになりますけれども、児童館の児童クラブ利用の保護者に対しまして、臨時休校等ですね、児童館の対応について随時情報発信する取組を開始したところであります。トップメニューの受信設定ボタンから、児童館情報にチェックすることで受信できることになりますけれども、開始以降、2月上旬の降雪ですとか、また2月下旬の中標津市街地の小学校のインフルエンザによる臨時休校時にですね、児童館の開設時間など保護者にプッシュ型で発信されたことで、早期対応につながったかなというふうに感じておりますので、こういった必要な情報を必要な人にピンポイントで届けられるような、そういった活用もですね、いろいろ工夫して、まず現状LINEの活用方法をもっとしっかりと充実させた上で、その先の検討につなげてまいりたいと考え

ますので、御理解をお願いいたします。

情報発信推進事業

- 栗栖委員 3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー17番、情報発信推進事業について質問いたします。町民から見づらい、非常に検索しづらいとの声を多数聞きますが、ホームページ維持管理費の内訳、ホームページの刷新の考えはありますでしょうか。
- 総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。はじめに情報発信推進事業の経費の内訳でございますけれども、広報中標津発行に係る経費といたしまして1132万5000円となっております。次に行政情報放送料としまして595万4000円。SNSブッシュ型配信に92万4000円。そしてホームページ管理経費といたしまして178万2000円となっているところでございます。このホームページ管理経費の172万8000円でございますけれども、ベンダーが提供するシステムを運用しておりまして、主な経費といたしましてはサーバー利用料、それから管理システムの利用料、システムの維持管理及び修正対応経費、また自動翻訳機能利用料となっているところでございます。こちらのシステムですけれども、平成27年10月から運用を開始しているものでございまして、委員御指摘のとおり確かに必ずしも見やすい、検索しやすいと言えない部分があることは認識しておりますけれども、一般的なホームページの作りといたしましては、パソコンでの閲覧をメインにしたものですか、またスマホ等の端末からの閲覧をメインにしたものがありますけれども、現状本町ではパソコンでの閲覧を想定した形となっております。現時点ではシステム自体を入れ替えるような刷新を考えておりませんが、閲覧者の利便性向上というのは重要な課題であると認識しております。現行システムにおいても、見やすく検索しやすいホームページを目指すために、職員の意識づけのための取組ですとか、加えて公式LINEで発信する内容のベースの情報のもととなるのが、多くがホームページの内容となっておりますので、その部分も意識した運用となるように、職員とも意識を共有した取組を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

役場庁舎冷房設備整備事業（令和6年度終了）

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。ナンバー8で、主要施策の番号が17と18の間にあった米印の部分です。摘要欄の説明を見ると、役場庁舎冷房設備整備事業というのは事業終了になっているんです。昨年の3階の委員会室に続き、今年は住民側が利用するその3階2階の会議室なんかを避難所として、クーリングシェルターの役割を持たすということで作るものだと思っていました。でも、これを見ると令和6年で事業終了、何かまるで3階の議会委員会室のみ優先させて冷房装置をつけたように思われるのもちょっと心外なんですけど、駐車場から見るとあの室外機が物すごく、何台か非常に目立って見えるんですけど、本当にこれ、今後、住民が集まる会議室だとか、その辺、地下の例えば静養室だとか、その辺には冷房の設備をつける意思はないんでしょうか。
- 総務係長 総務課総務係長の川端です。高橋委員の質問にお答えいたします。役場庁舎の冷房設備につきましては、来庁者及び職員の熱中症リスクの軽減を目的として設置したところでありまして、昨年の運用としては、一般町民向けとして、2階においては従来から冷房が設置されている応接室、3階については、3・4号委員会室を6日開放しまして、職員だけでなく来庁者に対しても利用可能としたところでした。気温につきましても令和5年は気温

が30度を超える真夏日が17日ありましたが、令和6年は真夏日が7日となるなど、その年によって暑さが異なる状況もありまして、冷房を設置していない2階3階の会議室には、防災備蓄品のスポットクーラーを配置して、また必要なときは防災備蓄品の扇風機を貸出して対応したところであり、引き続き同様の対応といたく考えているところです。説明は以上です。

○高橋委員 質問は、今後庁舎に冷房設備をつける意思はないということでの判断だと思うんですけど、あのスポットクーラー、異常な音がしてうるさいクーラーで全部対応するというふうになるんでしょうか。私思うんですけど、町民の皆さんというのは2階の応接室に行ってくださいって言って分かりますか。どこにあるか。3階の委員会室まで歩いて行けとは言わないですけど、3階のあの部屋がクーリングシェルターの役割を果たしますって言うても、私はちょっとなかなか理解されないと思うんですけどいかがでしょう。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず庁舎のエアコンの設置ですけれども、一応各階にそういった設備が整うようにということで設置しております。1階については101会議室、2階、3階にもそれぞれ気温が高いときに、来庁者、来庁された方が一時的に避難できるような形での目的で設置したところでありまして。101、時期によって会議室使ってる場合もありますけれども、一般の方が一番利用しやすい場所としては101会議室になるのかなというふうにも考えております。また、3階の301会議室が一番大きいところですが、そちらの設置も一時検討したところもありますけれども、会議室の形状から、今の壁付の形は設置が難しいという判断で、天井のビルトイン式になるようですけれども、またそうなりますと天井の改修工事ですとか、様々経費がかかるということから、今回見送ったところですが、いずれにしましても各階にですね、一応そういった来庁された方が、非常に暑い時に一時的に退避できるような環境を整えたいということでの設置でございましたので、御理解をお願いいたします。

人口減少対策調査研究事業（令和6年度終了）

○長渕委員 はい。ナンバー9番の質問です。長渕です。主要施策が21-2の米印のところ、人口減少対策調査研究事業ということでありまして、ここの部分が事業終了となっております。今後の対策に向けた事業はどんなふうになっているのかなということをお聞きしたいです。現在、中標津町に支店や営業所、そういうところを構えている企業や、このエリアで事業展開しようとしている会社などに対して、事業所の拡大や支店を構えるなど、そういうところがあつたらですね、そういうところにアプローチするという必要だと思いますけれども、そういうところの調査っていうのは終えていたのでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの長渕委員の御質問にお答えを申し上げます。この人口減少対策についてでございますけれども、まず人口減少対策調査研究事業につきましては、令和4年度から6年度の3年間での調査分析、また、今後の有効な対策立案に向けた方向性が一定程度、方向性が見えたところでございますので、事業終了としているところでございます。これにつきましては、これまでも御説明させていただいているところでもございますが、若者女性に魅力的な雇用の創出情報発信、また、若者女性に選ばれる地域づくり、子育て環境の充実、この3つの大きな方向性に基づいて人口減少対策、特に有効なものとして進めていくといった考え方になってございます。それぞれ調査事業として事業として大きく行っていくことについては終了してございますが、今後はこの

方向性に基づいて各部局においてですね、取組を推進していくものと考えてございまして、ただいま長渕委員から御質問いただいた部分につきましても、事業所の誘致等に関する部分で経済部局との調整も必要になってくる部分もございしますが、政策推進課の事業として、一つ7年度に予定をしているところで申し上げますと、まち・ひと・しごと推進事業、こちらについては地域課題解決といったところを官民連携で進めていくものになりまして、事業者が当町の中ですね、地域課題解決に資するものとして新たに取り組む事業に対する初期投資費用を支援するものでございますので、この中で事業所の新設であったり、新たな事業への投資といったものも対応できるというふうに考えてございます。以上でございます。

○長渕委員 はい。再質問というかですね、させていただきます。若者だとか女性ということも当然大事なんですけれども、とにかく中標津に働く場所というのがなければ、そういう人たちがここにとどまらないということがありますので、ぜひそういう企業だとか、そういうことの誘致だとか拡大、今あるものを最大限使えるような、そういう調査をしながら生かしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

若者定住促進事業

○江口委員 11番、江口智子でございます。主要施策番号22番、若者定住促進事業について質問させていただきます。この中で若者のU I Jターンの促進を図るという部分、目的にありますけれども、町の出身者がこれを希望した場合、もしも三大都市圏の在住者でなかったとしたならば、そのとき町はどのように、交通費とかを負担してでも来ていただくのか、それともやはりこの都市圏に在住者でなければ要件に当てはまらない場合はお断りをするのか、その辺りの姿勢はどのように考えておられますか。

○企画調整係長 企画調整係長伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げます。御質問の趣旨として、この若者定住促進事業で委託をする地域おこし協力隊員が町出身だったかどうかといった部分の御質問かと受けさせていただきますけれども、やはりこちらにつきましては、国の制度に則って地域おこし協力隊として運用が可能な範囲での対応を考えているところでございまして、応募いただいた方がですね、町の出身者であった場合につきましては、非常にうれしいことだというふうに考えてございますが、ただやはり地域要件のところでは三大都市圏であったり、北海道内であれば札幌等になるかと思っておりますけれども、これを満たさない場合ということにつきましては、残念ながら地域おこし協力隊として委託するというのは国の制度上認められないという形になりますので、ちょっとこの事業の中での協力隊員の委託というの見送る形になるかというふうに考えてございます。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。その際、せっかくUターン、町に帰りたいという思いを抱いた方に対して、地域おこし協力隊としてではなく、例えばこのような形であれば町に戻って来ることが出来ますという、その代替策というようなものは何か考えてありますか。

○企画調整係長 はい。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げます。もし仮にそのようなパターンがあった際にはですね、例えば、町職員として活躍する可能性もあるかと思っておりますし、町内企業、当町においても企業情報冊子というものを作って情報発信をしているところでございますので、そういったものを提供させていただいて、法の制度の中で職業の紹介というものをどこまでできるかというのもございしますが、その範囲の中ですね、必要な情報の提供というものには努めてまいりたいと考えてございます。

若者定住促進事業

- 武田委員** はい。1番、武田開人です。主要施策ナンバー22番、補足説明資料の10ページ、若者定住促進事業について質問させていただきます。若者との交流イベントについて、1年間で3回のイベントを見込んでいますが、イベント1回当たりの見込みの経費はどういった規模になりますでしょうか。また、もう1点、協力隊員1名での事業の実施となりますが、協力隊員1名で見込む事業成果を得られるのかどうか、そういったところの根拠としてですね、1名とした根拠を教えてくださいと思います。
- 企画調整係長** はい。企画調整係長伊與部でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えを申し上げます。イベント1回当たりの見込み経費、まずこちらについてでございますけれども、大きく分けてこちらの事業につきましては、若者のにぎわいを創出する事業と交流を創出する事業とに分けてございますけれども、交流事業につきましては、およそ1回当たりですね、20万円から25万円程度の経費を想定しながら、状況に応じて適切に予算執行してまいりたいと考えているところでございます。また、協力隊員1名の根拠についてでございますけれども、こちらにつきましては、武田委員が御心配されますようにですね、この協力隊1人でどこまでのことができるのかというのは、非常に我々としても注意を払っていくべきであろうというふうに考えているところでございまして、町のサポートであったり計上させていただいてございます、別の事業で計上させていただいてございますけれども、サポート体制を構築しながらですね、協力隊員と一緒に町、またサポート体制、サポート委託をする事業者とともにですね、この若者定住の事業をつくり上げていくということを想定してございます。そのため協力隊については1名ではございますけれども、まずはスモールスタートということで、小さな取組から始めていくといった形を想定しているところでございますので、御理解をいただけたらと考えてございます。

若者定住促進事業

- 阿部沙希委員** 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー22、若者定住促進事業について質問させていただきます。活動する地域おこし協力隊員1名（委託型）のイベント企画運営は、委託隊員が主体的に行うことは出来ますか。
- 企画調整係長** はい。企画調整係長伊與部でございます。ただいまの阿部委員の御質問にお答えを申し上げます。企画運営について隊員が主体的にできるかといった部分でございますけれども、地域おこし協力隊の全国での活躍されている事例を見ていきますと、やはり全国の中で町のにぎわいを創出するイベントの企画であったりとか、そういったもので活躍されている方が一定数おられているのは事実でございまして、この募集をさせていただいて面接をして選考していく段階において、そちらの部分の適性、応募していただいた方がですね、その適性がしっかりあるのかといった部分は、しっかり見ていく必要があるかと考えているところでございます。その上においてですね、やはりこの協力隊員1名に全てを任せるといった形ではなくて、町のサポート体制、また委託する業者におけるサポート体制もしっかり構築した上で、全体としてこの企画運営を、あくまで協力隊員主体でございましてけれども、行っていくといった考えでございまして、御理解をいただけたらと考えてございます。

まち・ひと・しごと創生推進事業

- 江口委員 はい。11番、江口智子です。主要施策番号24番、まち・ひと・しごと創生推進事業について質問をいたします。まずですね、先ほどの22番と同様、地域おこし協力隊フリーミッション型につきまして、こちらもやはり三大都市圏在住者外の方が応募された場合には、やはり町出身者であっても対象外ということは同じということで、まず1点確認をお願いいたします。
- 企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答え申し上げますが、御認識のとおりでございます。
- 江口委員 はい。11番、江口智子でございます。続きまして③のお試し地域おこし協力隊についてなんですが、こちら括弧書きで、プログラム参加者の当町までの往復旅費は自己負担とあります。自己負担の理由について教えていただきたいと思います。
- 企画調整係長 はい。企画調整係長伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げますが、お試し地域おこし協力隊の制度につきまして、まず旅費が自己負担になっている理由でございますけれども、まず、こちらについては国の制度に則って特別交付税措置を受けながら実施をするものでございますけれども、国の制度においてこの参加者の旅費については対象外とされているところでございまして、こちらがまず1点目での理由となっております。また、国の制度を受けた上でですね、当町として仮に協力隊員に対して旅費を支給したとした場合につきまして、お試し制度で来ていただいた場合につきましても、やはり将来的には地域おこし協力隊員としての雇用を想定して来ていただく方になってございますので、それなりの自己負担をしながらでも来ていただくといったところですね、ある種、参加いただく方の責任も生じた上で行っていくということが、安易に参加するのではなくてですね、そのミスマッチを防ぐ要素にもつながっていくと考えてございます。そのような理由からですね、国の制度に則った中ではございますけれども、あくまで参加者の旅費については自己負担として行っていくといった考え方で整理をしているところでございます。以上でございます。
- 江口委員 はい。ただいまのミスマッチを防ぐというところでは、この制度の意義というものは理解しました。先ほど平山委員長から2番目の人材確保のところ、地域おこしインターンシップ制度についての質問がありましたが、例えばこちらの制度をこの事業に活用するというふうなことというのは難しいのでしょうか。そうしますと旅費等も含めて、交付税の中で賄えるというふうに認識していますが、いかがでしょうか。
- 企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げます。地域おこし協力隊のインターン制度につきましては、御認識のとおりですね、滞在期間が2週間以上3か月未満といった長期の期間となっております。当町として7年度協力隊制度をですね、幅広に広げて新たに取り組んでいく上では、まずはお試し地域おこし協力隊制度に参加者も参加しやすい形ですね、進めてみようといったところを考えているところでございます。インターン制度につきましては、このお試し地域おこし協力隊制度の状況も見ながらですね、次年度、8年度以降ですね、取組可能性について検討してまいりたいと考えてございます。
- 江口委員 はい。ただいまの答弁で理解をいたしました。先ほど平山委員長もおっしゃっていましたが、中札内村にちょうどこの制度を活用しているということで視察に行った際、村の名前も知らないような首都圏在住の大学生ですとか、それから社会人の方が検索をかけることで村の名前を初めて知って、村に足を運んでくれるきっかけとなったというふうなこと

もありましたので、ぜひ令和8年度以降、この制度も併せて考えていただきたいというふうに思います。質問じゃなくてすみません。

まち・ひと・しごと創生推進事業

○**武田委員** はい。1番、武田開人です。主要施策ナンバー24番、まち・ひと・しごと創生推進事業について質問させていただきます。この中で予算の中で協力隊員の方が2種類の目的で10名と2名、合わせて12名とされていますが、この12名とした根拠を教えてくださいたいです。今の人員から大幅な増員になると思いますが、ある種、希望を込めた人数なのか御説明をお願いします。

○**企画調整係長** はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えを申し上げます。協力隊員計12名の数字の根拠でございますけれども、まず内訳としまして、フリーミッション型が2名、企業派遣型が10名となっておりますが、企業派遣型10名につきましてはですね、補足説明資料のほうでも触れさせていただいております、7年度に企業派遣を予定しております、ふるさと開拓ラボ様との協議によりまして最大10名といった体制を構築していくといった形でございますので、予算上10名を計上しているといった形になってございます。また、フリーミッション型の2名についてでございますが、こちらにつきましては、当町にとって7年度、協力隊員としての委託型、またフリーミッション型というのを初めて取り組むところでございますので、いきなり幅広に広げるのではなくてですね、まず2名といったところから始めて少しずつ状況見ながら広げていくという考え方のもですね、まずは2名といった形で計上させていただいているところでございまして、計12名といった積算根拠になってございます。以上でございます。

まち・ひと・しごと創生推進事業

○**平山委員長** 私のほうから同じく、24番まち・ひと・しごと創生推進事業についてですが、②番地域おこし協力隊サポート委託に係る経費においてですね、想定するサポート内容の中に、町民向けの活動報告会の開催とありますが、その上段ですね、企業雇用する企業派遣型については、上司・同僚によるサポートを基本としますというふうになってはいますが、この企業派遣型の地域おこし協力隊員については、町民向けの活動報告会には参加しないということでしょうか。

○**企画調整係長** 企画調整係長伊與部でございます。ただいまの平山委員長の御質問にお答えを申し上げます。協力隊員の活動報告につきましては国のほうにおいてもですね、積極的に地域住民に対して周知を図っていくことが推奨されているところでございまして、企業派遣型、委託型問わずですね、町民の方々に積極的な情報発信、各種この活動報告会であったり、また各種SNSホームページ等を通してですね、機会を設けてまいりたいと考えているところでございます。活動報告会につきましては、特にそのうち、委託型の隊員については個人で動かれることが多いということもございまして、なかなかちょっと活動が見えにくいというところもございまして、まずはそちらについて重点的にといった考え方を持っておりますけれども、企業派遣型の方々につきましてもですね、町民の方への説明状況だとか踏まえながらですね、活動報告会の参加というものも検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

まち・ひと・しごと創生推進事業

- 阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。20、主要施策番号24、まち・ひと・しごと創生推進事業について質問させていただきます。詳細な説明をといたところでしたが、主要施策補足説明資料の15ページ、(3)になります。三者による包括連携協定についてですが、社員を自治体に一定期間、6か月から3年派遣しという記載がありましたが、せっかく来ていただいた株式会社ネオキャリア様からの社員1名は、令和7年2月1日から令和10年1月31日までの派遣期間とのことですが、一定期間とは令和7年2月1日から最短で6か月後の令和7年7月31日で契約が終了することがあるということでしょうか。この辺りをもう少し詳しく教えていただきたいです。
- 企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの阿部委員の御質問にお答えを申し上げます。地域活性化起業人に関する御質問だというふうに考えてございまして、こちらに記載しております一定期間、6か月から3年といったものにつきましては、あくまで国の制度の立てつけ上、6か月以上3年以内になさいといったものとなっております。制度の説明で記載をさせていただいたところでございます。ネオキャリア様からの派遣いただいております社員の方につきましてははですね、まずは単年度ごとの更新という形になってございますけれども、原則的には令和10年1月31日までといったことですね、お話をしているところでございますので、6か月でという形は現状のところ話として出てきていないといった形になってございます。以上でございます。

ふるさと応援制度推進事業

- 江口委員 11番、江口智子でございます。主要施策番号25番、ふるさと応援制度推進事業について、3点にわたって質問をさせていただきます。1点目は、委員会の中でも何度か説明をさせていただいております現地決済型の導入時期について、大体見えてきているか、その状況について、説明をお願いいたします。
- ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。ふるさと納税の現地決済型の導入時期につきましては、今年の6月に総務省のほうから発表ありました、ふるさと納税の制度の改正の一つでポイントの制度というのが、今年の10月からポイントの付与というのが禁止されます。そういったことを見越してですね、一応、今年度、令和7年度についてはふるさと納税の寄附の波と申しますか、そういったものが9月と12月、2回にわたって来るかと予想されております。こちらの予想に合わせるようにですね、そちらの書き入れ時と言いますか、寄附の申込みが多い時期に間に合うような形で進めたいと考えております。以上です。
- 江口委員 はい。11番、江口智子です。9月12月、利用の多いときに山を張るといことなんですけれども、せんだって弟子屈町、当町に先んじて現地決済型を導入しておりますが、町内の事業所40か所ほどが登録はしているものの、なかなかその寄附に結びついていない実態があるということでお話を伺ってきました。中標津に関しましては、やはりビジネスユースで来られるような宿泊客等が多いと思われまので、そういったところを表に出してPRをしていくと目にとまりやすいのではないかと思います。そういったPRの戦略的なものは何か考えられていますでしょうか。
- ふるさと応援係長 ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。現地決済型のふるさと納税につきましては、今のところ展開としては、まずは地場産品という条件がありま

すので、まずは宿泊事業者向けに展開をしてきてきたいと思っております。そういった部分です、どういったPRかっていうところですが、宿泊についてはカウンター等にポップとですね、チラシ等を配布することで、実際に宿泊に来た方がこの宿泊施設については、ふるさと納税現地決済型のふるさと納税やっているんだということで、その場ですね、確認できるような展開を進めていければなと考えております。

○江口委員 はい。実際に目にさせていただいて手に取った方が、その場ということ非常に良い戦略だと思います。期待をしております。続いて2点目に移りますが、説明の中では、クラウドファンディング型ふるさと納税の導入を進めるとありますが、具体的にどのような形で進められるのかについて伺います。

○ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。まだ、現在クラウドファンディング型ふるさと納税については、どういった形で進めるかというところで検討を進めている段階なのですけれども、まずは一番最初ですね、中標津町の事業の中で、既存事業の中でですね、クラウドファンディング型の展開ができるか探して、その中でまずはどういった事業を対象にするかというところですが、まず、ちゃんと町民に共感を得られるものであること、そして実際に町に対するPR効果が期待できるものであること、そして実際の寄附額の目標額等ですね、そちらがしっかり明確に設定できること、そして寄附に対して過剰な対価を必要としないもの、そして原則単年度で完了するものということで、今案として検討しているものでございます。以上です。

○江口委員 はい。分かりました。またこの流れについては、委員会の中で意見交換等やっていければと思います。続いて3点目ですが、説明資料3番、開町80年ウイスキープロジェクトについて質問させていただきます。令和6年度も後半ぐつと、このプライベートカスクにより、寄附額がもういよいよ2億が見えてきたというところで、新年度3億に挑戦という流れになっているんだと思いますが、説明の中ではこの中標津町産の大麦を使ったウイスキー樽を購入するというふうにあります、この樽の購入数、それから返礼品として、熟成が終わって返礼品として出す際に、幾らぐらいの寄附額を予定されているのかについて伺います。

○ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。まず、ウイスキーの内容ですが、こちらについては250リッターの樽を1樽準備する予定です。こちら最終的には5年間熟成となりまして、ある一定のアルコール度数にさせますので、原酒としては今63%のアルコール度数のものを45%にまで薄めて、最終的にはですね、700ミリリットルが430本程度できる予定となっております。こちらの価格についてはですね、ウイスキーというのは年度熟成されるほど価値というのが上がりますので、現時点で、この数字で寄附帯のほうを設定しようというイメージはないんですけれども、そこについては5年後のですね、しっかり熟成が完了したタイミングで市場の価格等も見ながらですね、設定させていただきたいと思っております。以上です。

ふるさと応援制度推進事業

○佐野委員 はい。13番、佐野でございます。主要施策の25番、ふるさと応援制度推進事業について、御質問させていただきます。今回先ほども言っていましたけれど、ウイスキープロジェクトなどの新しい返礼品に向けて、いろいろと動いていらっしゃるんですけれども、この返礼品を出している事業者、これだけじゃなくて、現状、今61事業者の方が関わっていると思うんですが、やりとりとか関わりというのは、全て中間事業者にお任せなのか、それとも行政側のほうも参加しての3者でやっているのか、まずそこを教えていただければ

と思います。

○**ふるさと応援係長** ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの佐野委員の質問に回答させていただきます。ふるさと納税の事業につきましては、令和5年度にプロポーザル審査会を実施しまして、今、中央コンピューターサービスとの委託契約のもとで運営しておりまして、その業務の中です、返礼品提供事業者との発注配送に係る業務であったり、返礼品の開発、募集であったり、返礼品協力事業者の育成、そして問合せ等に関しては委託の仕様書の中に含まれております取組となっておりますが、そこにつきましては、こういった展開をしていったらいいかというのは、もう中央コンピューターサービス委託先にお任せということではなく、毎月です、中央コンピューターサービスさんと定例の打合せを実施しております、こちらからもです、こういったものが開発出来ないかとか、他の自治体の情報等を収集しながらです、このような展開ってどうなんだろうと、そういった部分で協力させていただいております。基本的にはなので、返礼品提供事業者の方との連絡調整というのは基本的にはもう中央コンピューターサービスさんがやられております。しかしながら、こちらでもです、中間事業者に言えない質問等も、問合せしづらい質問等もありますので、そちらについては中標津町役場のほうに連絡が来た際、柔軟に対応させていただいております。以上です。

○**佐野委員** 先日、芽室町のほうに視察行ったときにです、中間事業者もそうですけれども事業者同士が、事業者と返礼品の事業者数が事業者の方々が集まっての意見交換とか懇親を持っていて、その中からコラボだとか新しいアイデアも出てくるっていうことを考えると、もう少し自由って言う言い方があっているのかどうか分からないんですけども、いろんな広い目で見られるような形を作ってあげるほうが、新しい商品開発につながっていくのではないかなと思うんですけども、そういった部分では、町としても関わっていくって言う形の中でもよろしいのでしょうか。

○**ふるさと応援係長** 再質問に回答させていただきます。そちらについては、もちろん町も関わらせていただきます。今現状としましては、そういった意見交換できる場としまして返礼品提供事業者向けの会議というのは、年に1度、まず開いております。そういった部分です、事業者等のコミュニケーションを図れるような場所は設定させていただいております。佐野委員おっしゃるとおりです、事業者様からもそういった返礼品事業者同士で意見交換できる場所が欲しいなという要望をいただいておりますので、その事業者会議の中で、そういった部分がもう少し、返礼品提供事業者の理想になるような形でバージョンアップしていきたいと考えております。以上です。

○**佐野委員** 意見交換されているっていいんですけど、その芽室町のやつは懇親会的な形でっていう、もっと砕けた形の中のほうが、いろんなアイデアって出てくるような気がするんで、一度そういうのも試してみるのもいいかなって言うふうには思います。ということで、質問ではなくて申し訳ないんですけど、以上で終わります。

協働のまちづくり推進事業

○**阿部隆弘委員** 6番、阿部隆弘でございます。施策番号27番の協働のまちづくり推進事業につきまして、御質問させていただきます。しるべカフェの内容、もし分かれば御説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**政策推進課主幹** はい。政策推進課の谷口です。ただいまの阿部委員の質問にお答えいたします。しるべカフェについてなんですけれども、協働のまちづくりを推進していく取組の一

環ということで、町民のまちづくりへの関心を高め、対話による協働のまちづくりの推進、交流を通して幅広いつながりを築くことなどを目的としまして、年3回しるべっとの町民ホールで開催を予定しております。毎回まちづくりに関するテーマを決めまして、ワークショップ形式で来ていただいた方が楽しみながら、町民の皆さんと意見交換する場ということで設けたいと考えております。また、ワークショップにつきましては、町民の皆さんから様々な意見を引き出せるように、中標津町民活動ネットワークにファシリテーターの派遣を依頼し、協働のもと実施する予定で考えております。以上です。

○阿部隆弘委員 再質問させていただきます。周知方法についてはどのように考えておりますか。

○政策推進課主幹 政策推進課の谷口です。ただいまの阿部委員の再質問にお答えいたします。周知方法についてなんですけれども、まずはやはり町の広報紙ですとか、町のホームページ、あとはLINEなどのSNS、あとはちょっとチラシのようなものを作って、公共施設の窓口などに配布というところを考えております。

関係人口創出事業（地域間交流推進）

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー32、関係人口創出事業について質問をさせていただきます。川崎市との連携に関しまして、事業の具体的な内容を教えてください。

○ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの阿部委員の質問に回答させていただきます。こちらの川崎市との連携の部分に関しましては、大きく二つの事業となっております。まず一つは、川崎市ジュニア文化賞受賞児童交流事業ということで、川崎信用金庫が主催しております作文と絵画のコンクールのこちらのですね、受賞者を対象に小学生12名、基本的には12名なんですけれども、そちらの受賞のですね、副賞として中標津町、姉妹連携を結んでおります中標津町への訪問の研修というのがございまして、そちらの取組の予算となっております。もう一つが川崎市民まつりの出店費用となっております、こちらは平成元年より参加しておりまして、中標津町の特産品等をですね、川崎市の最大級のお祭りであります川崎市民まつりにて物販し、中標津町のPR、中標津町の認知度向上に取り組んでいる事業となっております。以上です。

防災減災対策等強化事業

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。主要施策番号47番、防災減災対策等強化事業、防災備蓄について質問をさせていただきます。政府の指針ではスフィア基準により、避難所のトイレは20人に一基というふうにされておりますが、昨年能登半島地震では、レンタルトイレが到着するまで3日を要し、それまでトイレが非常に困ったというふうに報道されておりました。それまでの期間は自治体または個人が備える携帯トイレでしのがなくてはならない状況になりますが、それを踏まえて、当町における携帯トイレの備蓄計画について伺います。

○防災係長 防災係長の太塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。携帯トイレの備蓄計画についてですが、中標津町では避難者想定3000人をもとに、1人1日5回とし、3日間で15回、その3000人分で4万5000回を目標数としています。現状約7700回備蓄しておりますが、なるべく早く目標数に届くよう、効果的な予算執行に努めてまいりたいと考えてお

ります。以上です。

- 江口委員 はい。防災備蓄品については使用期限等もあろうかと思いますが、携帯トイレに関しては何年というふうに、購入している物品には期限というのはあるんですか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。期限についてですが、商品にもよりますが約10年から15年のものになります。以上です。

地域防災力向上事業

- 宗形委員 10番、宗形一輝です。主要施策番号48番、地域防災力向上事業ということで、主要施策補足説明資料の事業内容の2の耐震改修等補助事業だったんですけども、工事を行う事業者に対して一部補助するということなんですけれども、167万8000円計上されております。この補助事業なんですけれども、一体どういうメニューで1年間でどのような件数を想定してるか、ちょっと詳細な説明をいただきたいと思います。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。宗形委員の御質問にお答えいたします。予算の内訳、件数でございますが、耐震診断2件、補強設計1件、耐震改修1件、除却工事1件を想定しております。補助額については耐震診断が8万9000円、補強設計が10万円、耐震改修及び除却工事がそれぞれ70万円となっております。御説明は以上です。

屋外拡声装置設置事業

- 佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策の49番、屋外拡声装置設置事業について質問いたします。補足説明資料のですね、5の効果について載っているんですけども、屋外で情報収集が困難な児童生徒であるとか、町民への情報伝達手段として活用されますけれども、そういうJアラートとか緊急地震速報等の放送以外に、町からの緊急情報等の発信にも活用できると載っています。この活用内容についてお伺いします。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。佐久間委員の質問にお答えいたします。御質問のあったJアラートや緊急時通報以外の町から発信する情報といたしまして想定しているところでありますが、例えば大雨の洪水のときに避難指示等の地域への放送など、町民に対してですね、緊急に発信する必要がある内容のものを想定しております。説明は以上です。

屋外拡声装置設置事業

- 高橋委員 はい。同じく主要施策の49番、中標津町の屋外拡声装置設置事業についてなんですけど、中標津町には景観計画に基づく携帯電話基地局設置に係る指導指針というのがあるんです。これは全道で先駆けて中標津町が作った指針なんですけど、これは平成19年に作られているんです。この中を見ると、10メートルを超える携帯電話の電波塔など、などですよ、の場合は、町と事前協議をして近隣住民へ周知し同意を得ることというふうに記載されているんですけど、近隣住民に対する同意をこれから得るといふ考えなのでしょうか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。高橋委員の御質問にお答えいたします。まず中標津町景観計画に基づく携帯電話基地局設置に係る指導指針に係る部分として、中標津町景観計画に基づく工作物としての届出対象で、事業の形態から景観形成基準は携帯電話基地局設置に係る指導指針を参考に景観形成基準に適合となるよう、景観担当係と協議を進めているところであります。町内会への説明についてですが、5月の全町連の総会で説明させていただきたい

と考えております。御説明は以上です。

- 高橋委員 12番、高橋です。いや全町連の総会のときに説明をしたいという意味はよく分かったんですが、もう1点、これ主要施策の説明資料の27ページに設置場所、計画している設置場所の図面があるんです。それを見ると、避難所になっている場所もありますし、人が集まる公園の場所の中にもあるんです。そうすると、26ページの図面を見ると、専門用語になるかもしれません。この埋設深さ、根入れ深さとも言いますが、それが全て2.8メートルで統一されているということなのかなと思って見たんですが、この15メートル近い拡声機の何て言うんでしょう。電柱の大きくしたようなやつに対して、各設置場所で地質調査をしなくても全部同じ深さでいいというふうに判断しているのでしょうか。お願いします。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。高橋委員の御質問にお答えいたします。強度の検討段階ですね、設計ではですね、普通土質よりも厳しい軟弱土質として安全率を算出しておりますことから、現状十分な安全性は確保されているものと考えております。御説明は以上です。
- 高橋委員 はい。12番、高橋です。今の説明だと、地質調査をしなくても地盤の強さが分かっているっていうことになりませんが、本当に大丈夫なんでしょうか。掘らない、そのまま地表を見て、ここの地盤は強いとか弱いとか、それはちょっと危険じゃないかなと思うんです。それともう一つ、私東中に住んでるんですけど、東中のこのりんどう公園というのは非常に地盤の悪いところで、周りの東中公営住宅の照明灯と今度街路灯を見てほしいんですけど、みんなひん曲がっているんですよ。何かそんな中でこの15メートル近い物を建てるっていうのは、どうもちょっと不安なんですけれど、それについても問題ないというふうにお考えなのですか。
- 防災主幹 防災主幹の天神でございます。高橋委員の御質問につきましてお答えいたします。現場につきましては、委託業者の専門員のほうが現地を確認しておりまして、実際工事が始まりましたら、音が伝わる設計の範囲内で設置場所を変更する、または設計変更により対応することと考えておりますので、説明につきましては以上となります。
- 高橋委員 地質とかその辺の構造的な問題は分かりました。最後にですけど、拡声装置のバッテリーっていうのは、確かこの図面の一番下のほうについているのがバッテリーだと思うんですけど、このバッテリーの交換年数っていうのは何年に一度ぐらい必要なんでしょうか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。高橋委員の御質問にお答えします。バッテリーについては、10年程度性能が維持されるということから、10年後の交換を見込んでおります。御説明は以上です。

屋外拡声装置設置事業

- 松野委員 はい。9番、松野でございます。同じく屋外拡声装置設置事業のことの中で、設置される図面を見ますと、バッテリーとか入っているところが1.5メートルぐらいの高さというところになっていると思うんですけども、それは子供たちでも手を伸ばせば容易に手が届く場所、高さであると思うんですよ。それで周りに柵を作るとか安全対策、子供たちがいたずらをしたりとかですね、それから何か危害が及ぶとか、そういうような安全対策を練っているのでしょうか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。松野委員の御質問にお答えします。機器収納箱についてですが、機器収納箱はステンレス製の箱で扉には鍵をつけて常に施錠をして、いたずら防止の対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。
- 松野委員 周りに柵とかそういうのはつける予定ではないということですか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。松野委員の御質問にお答えいたします。現状、柵等の設置は考えておりませんが、周りの状況や機器収納箱のですね、いたずらとかが発生した場合は柔軟に対応していきたいと考えております。

屋外拡声装置設置事業

○**江口委員** はい。11番、江口智子でございます。同じく屋外拡声装置設置事業について何点か質問させていただきます。実際に災害が発生した際の情報伝達の組織体制というのは、どのようになっているのでしょうか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の御質問にお答えいたします。災害発生時の情報伝達の組織体制についてですが、住民への情報伝達をする場合がございますが、中標津町地域防災計画にも定められているとおり、町・道及び防災関係機関とは地域の実情に応じ報道機関への情報提供をはじめ、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組合せ、迅速かつ適切な広報を行うものとしております。また、住民に対する広報の方法としましては、こちらも地域防災計画に定められておりますとおり、総務対策部が主管となりまして、登録制メール、各種SNS、コミュニティーFM放送を活用した緊急割り込み放送、緊急速報メールなどを活用して情報発信を行います。御説明は以上です。

○**江口委員** はい。今の説明でFMはなの割り込み放送という、J-ALERTと同じスマホから聞こえるものと同じ音色が流れるということですが、1回目の吹鳴の際に急に町内13か所で鳴ると、幾ら町内会の総会で声をかけても、情報が行き渡らない方もいると思います。それで1回目の吹鳴の時期、それからそれまでの町民への周知というのは、どのような体制を考えていますか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の御質問にお答えいたします。この屋外拡声装置の吹鳴につきましてですが、現状、屋外拡声装置が今ない状況で緊急的な情報については、先ほども御説明いたしましたとおり、登録制メールや現状のコミュニティー放送の緊急割り込み放送を活用した放送などを現在も実施しております。そこにですね、この屋外拡声装置の方法が一つ加わるということで、タイミングとしては同じタイミングになるかと考えております。御説明は以上です。

○**江口委員** はい。そうしますと月に1回ぐらい試験放送で、LINEでも文字だけが来ますが、はなでは実際割り込みで試験をしていると思います。それが同じタイミングで町内にも鳴り響くことになるという考え方ですか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の御質問にお答えします。委員のおっしゃるとおり現状の方法となっております。

○**江口委員** はい。11番、江口智子です。続きまして、防災計画へはこの屋外拡声装置という部分どのように盛り込まれる予定でしょうか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の質問にお答えいたします。防災計画への反映につきましては、先ほど一つ目の質問でもお話ししたとおり、地域防災計画に定められている放送の方法の一つに加わるものと考えております。またですね、本格的な運用に合わせてですね、地域防災計画への反映もしていく予定をしております。

○**江口委員** はい。最後の質問ですが、実際にJアラートが鳴って、飛翔体ミサイル系のアラートだった際、スマホを持たない人ですので、想定されるのは子供たちですとか高齢の方等かと思っております。そういった方たちが、その音を聞いたら、どのような行動をとりまじょうと

いう、こういったこと、いろいろな自治体のホームページを見ていますと、事細かに室内にいたらこうしてください、屋外ではこうしましょうみたいなふうに周知に努めているところもあるようですが、当町としてはそういった部分はどのように考えているのでしょうか。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。情報伝達後の住民の身の守り方についてですが、既に内閣官房や各関係省庁から発信されています情報をもとに、関係部局と対応していきたいと考えております。当町のホームページにもですね、実際にあったときにどういうふうに身を守るかということがホームページにもありますが、屋外拡声措置のですね、設置後の住民に対する周知に合わせて、再度確認の意味を込めて行いたいと考えております。御説明は以上です。

耐震化促進計画改訂事業

○**佐野委員** はい。13番、佐野弥奈美でございます。主要施策50番、耐震化促進計画改訂事業について質問させていただきます。耐震化事業に関しましては、今までも進められていているところで、今回は検討を整理することによって、さらに新たに考えていくっていうか、検討していく、検討整理していくということだったんですけども、住宅及び建物、建築物の耐震化の現状等の整理、耐震化目標設定、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策の展開方針の検討整理が事業内容となっています。この中に、現在空き家となっている建物の、当然、持ち主がいない場合は耐震化が済んでいないのを進めることは難しいと思うんですけども、現状空き家になっていて持ち主が分かってる方に対しては、取壊しをするのか、それともそれを直して貸出しするのかとか、そういったところの確認っていうのは、この中に含まれているのかどうか教えていただければと思います。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。佐野委員の御質問にお答えいたします。空き家の持ち主に対しての、この耐震化促進計画の広報ですが、現状この耐震化促進計画の中には含まれておりません。御説明は以上です。

○**佐野委員** 含まずということだったんですけども、実際、住宅街の中、町なかでも結構空き家が出てきていて、災害が起きたときに、その建物がきちっと耐震化されてない、それで壊れたときに周りに被害がいくっていうことも考えると、空き家対策のほうとまた別問題だとは思いますが、ちょっと横のつながりを持って、そこら辺はきちっと持ち主が判明している建物に対してはやっていくべきかなあというふうには思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。佐野委員の御質問にお答えいたします。今回の耐震化促進計画の改訂ですが、この耐震化に対象となる物件ですが、北海道の補助金交付要綱に準じて対応しており、基本的には空き家を対象としてはおりませんが、既に住居に住居として住んでいるものの、耐震化されていない住宅に対して、今後空き家になる可能性もあると考えますから、空き家の対応している部局と横のつながりを持って対応していきたいと考えております。

耐震化促進計画改訂事業

○**長渕委員** はい。4番、長渕豊です。主要施策50番、耐震化促進計画改訂事業について質問します。想定される震度という規模は何度を予定していましたか。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。長渕委員の御質問にお答えいたします。想定する震度です

が、地域防災計画でも各対策で想定しています北海道から示されております標津断層帯での地震を想定しており、当町では震度6弱程度を想定しております。御説明は以上です。

○長渕委員 はい。震度6ぐらいだということでありまして、中標津の建築屋さんに聞いても、そういうようなことを聞いてます。ただ、これから来るであろうというのは、それ以上のものというふうな想定がされたりしていますので、震度6、震度7が来たときに、どの程度どういうものが危険なのかという把握も、もしかしたらその町民に知らせるための調査だとか、そういうものをしてもらったほうがいいのかなというふうに思いますし、財力のある人については、もっと耐震化ということを進めていくということも進んでいくと思いますので、ぜひその辺も調査のほどよろしく願いいたします。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外